

平成 29 年(2017 年)9 月 22 日

10 月 3 日

政策会議資料

地域教育部放課後子ども育成課

## 留守家庭児童育成室の対象学年 5・6 年生拡大について

## 1 来年度以降の対応方法

対象学年を高学年(5・6 年生)まで拡大することについて、平成 32 年度以降に延期する。

## 2 これまでの経過及び背景

- (1) 児童福祉法の改正を受け、子ども・子育て支援事業計画において、順次小学 6 年生まで、対象学年を拡大することを策定(平成 26 年度)
- (2) 都市部を中心としたニーズの増大から、全国で保育士や教員の不足が問題となる中、本市育成室の民間委託を進めることで、対象学年拡大に必要な指導員を確保する方針を決定(平成 27 年度)
- (3) 育成室への 1 年生の入室率が、計画策定時には 20%程度であったものが、現在は 30%を超えており、育成室全体で、計画を 300 名を超える申込みとなっている(平成 28、29 年度)

## 3 延期の理由

- (1) 保育士や教員の不足により、育成室の運営に積極的な事業者が少なく、委託先の対象範囲を見直すなど対応するが、当初予定数の民間委託ができておらず、対象学年拡大に必要な指導員確保のめどが立っていない。
- (2) 昨年度の指導員採用試験から、応募者数を増やすため、資格要件の緩和を図ったが、現在も必要人数の採用ができていない。

## 4 対応方法についての確認状況

- (1) 子ども子育て支援審議会(本年 6 月と 8 月の 2 回開催)
  - ① 対象学年を 5・6 年生まで拡大することを延期することについて、反対意見はなかった。
  - ② 対応策の一つとして、5・6 年生のみ民間委託することについて、委員から提案があった。
- (2) パブリックコメント(7 月実施)

5・6 年生拡大の延期、指導員の確保策として育成室の運営業務委託を進めていくことについて、パブリックコメントを実施した。

5・6 年生拡大の延期に対する主な意見は次のとおり。

  - ① 5・6 年生の受入延期はやむを得ないが、低学年の保育が疎かにならないようにしてほ

しい。

- ②指導員の確保に努めて、計画通り5・6年生を受け入れてほしい
- ③量の見込みにかい離が生じた原因を分析し、ち密に見直してほしい。

## 5 課題

- (1) 委託事業者を確実に確保する必要がある。
- (2) 非常にニーズの高い5・6年生の障がい児への配慮を検討する必要がある。
- (3) 育成室や太陽の広場など、小学生の放課後の居場所に対するニーズの把握が十分に行えていない。
- (4) 入室児童数の見込みと実際の申込数が、かい離している。

## 6 今後の対応

- (1) 委託事業者の確保については、今年度から、株式会社等を含めることとなったが、引き続き検討を行い、指導員の体制の確保に努める。
- (2) 今年度中に、対象学年拡大の延期に伴う影響を受ける、障がい児への対応を検討する。
- (3) ニーズ把握を早急に行い、太陽の広場の連携について検討するとともに、5・6年生の居場所のあり方について検討を行う。
- (4) 入室率の大幅な変化を予測できなかったことから、アンケートの実施に加えて、未就学児の状況を十分把握するなど、毎年度入室児童数の見込みの推計を精査する。